

各 位

平成 18 年 5 月 9 日
株式会社 エージーピー
代表取締役社長 合田 正彦
(JASDAQ コード番号 9 3 7 7)
問い合わせ先
執行役員 太田 哲雄
TEL (03) 3747-1631
<http://www.agpgroup.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 22 日

2. 変更の理由

- ① 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、定款第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- ② 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確にするため、定款第 9 条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- ③ 会社法施行規則第 94 条・第 133 条、会社法計算規則第 161 条・第 162 条の規定に従い、株主総会運営の合理化および開示情報の充実を目的に、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ④ 会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、株主総会に出席することができる代理人の員数を定款第 18 条(議決権の代理行使)にて定めるものであります。
- ⑤ 会社法第 326 条および第 327 条の規定に従い、本会社に設置する機関を明確にするため、定款第 24 条(取締役会)、第 30 条(監査役および監査役会)、第 38 条(会計監査人)を新設するものであります。
- ⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更等を行うものであります。

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(<u>公告の方法</u>) 第 4 条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>

<p>第2章 株式 (株式の総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数は5,200万株とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は5,200万株とする。</p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>
<p>(1単元の株式の数) 第7条 本会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は1,000株とする。</p>
<p>(新設) (1単元の株式の数未満の株券) 第8条 本会社は、1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。</p>	<p>(株券の発行) 第8条 本会社は、株式に係る株券を発行する。 ② 本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株主の権利) 第9条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株券の種類) 第9条 本会社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則 第11条に統合)</p>
<p>(名義書換代理人) 第10条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>本会社の株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する請求、届出、申出の手續ならびにその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>本会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または<u>登録質権者</u>とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または<u>登録株式質権者</u>とする。</p>
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第14条 <u>本会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、取締役会の決議により、社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、取締役会の決議によって、社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議方法)</p> <p>第15条 <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる</u></p>

<p>② <u>商法第343条</u>の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項</u>の規定によるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。 ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録) 第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。 ② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置き、議事録の写しを5年間支店に備え置く。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任決議) 第19条 会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任決議) 第21条 本会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠としてまたは増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 本会社は、取締役会の決議により、取締役の中より社長1名を選任し、必要に応じ、会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。 ② 取締役会は、その決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選任することができる。 ③ (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長1名を選定し、必要に応じ、会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 ③ (現行どおり)</p>

(新 設)	(取締役会の設置) 第24条 本社は、取締役会を置く。
(取締役会) 第22条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規則による。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(取締役会) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役会の決議) 第23条 (条文省略)	(取締役会の決議) 第26条 (現行どおり)
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。
(議事録) 第24条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 ② 取締役会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。	(議事録) 第28条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 ②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。
(顧問) 第25条 (条文省略)	(顧問) 第29条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 (新 設)	第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第30条 本社は、監査役および監査役会を置く。
(監査役の数) 第26条 (条文省略)	(監査役の数) 第31条 (現行どおり)
(監査役の選任決議) 第27条 本社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(監査役の選任決議) 第32条 本社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議

	によって選任する。
(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u> までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u> までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第29条 監査役は、 <u>互選により常勤の監査役</u> を定める。	(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を <u>選定</u> する。
(監査役会) 第30条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。 ② (条文省略)	(監査役会) 第35条 監査役会に関する事項は、 <u>法令または本定款に定めるもののほか</u> 、監査役会で定める監査役会規則による。 ② (現行どおり)
(監査役会の決議) 第31条 (条文省略)	(監査役会の決議) 第36条 (現行どおり)
(議事録) 第32条 監査役会の議事録は、 <u>議事の経過の要領およびその結果を記載し</u> 、出席した監査役がこれに記名押印する。 (新設)	(議事録) 第37条 監査役会の議事については、 <u>法令に定める事項を記載または記録した議事録を作成し</u> 、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 ② <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u>
(新設)	第6章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u> 第38条 本会社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u> までとする。 ② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第 41 条</u> <u>会計監査人の報酬等は、社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算 (営業年度) <u>第 33 条</u> <u>本会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>第 7 章 計 算 (事業年度) <u>第 42 条</u> <u>会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p>
<p>(利益配当) <u>第 34 条</u> <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う</u></p>	<p>(期末配当金) <u>第 43 条</u> <u>本会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。) をする。</u></p>
<p>(中間配当) <u>第 35 条</u> <u>本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配</u> (以下、「中間配当」という。) <u>を行うことができる。</u></u></p>	<p>(中間配当金) <u>第 44 条</u> <u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下、「中間配当金」という。) <u>をすることができる。</u></u></p>
<p>(配当金等の除斥期間) <u>第 36 条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u> ② <u>未払配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(配当金等の除斥期間) <u>第 45 条</u> <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u> ② <u>配当金</u>には利息をつけない。</p>

以 上